

## ＜競技参加者の補償＞

### 【補償内容】

給付内容／原因	傷害	日射病・熱射病・ 低体温症	細菌性食物中毒	特定疾病（注1）
死亡補償見舞金	1,500万円（傷害保険）	500万円	—————	—————
後遺障害補償見舞金	45～1,500万円（傷害保険）	20～500万円	20～500万円	500万円
入院見舞金	5,000円×日数*	5,000円×日数*	5,000円×日数*	5,000円×日数*
通院見舞金	2,500円×日数*	2,500円×日数*	2,500円×日数*	2,500円×日数*
葬祭費用見舞金	—————	—————	100万円（実費）	100万円（実費）

（注1） 特定疾病とは急性心筋梗塞、急性心不全、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患  
脱水症を言います。

（日数\*）入院見舞金・通院見舞金は、実際に入院・通院された日数に応じて見舞金をお支払いします。

※ただし、入院見舞金は、事故の発生した日より起算して180日目までが限度となります。

通院見舞金は、事故の発生した日より起算して180日以内で通算して90日間が限度  
となります。

### 【補償の範囲】

基本補償：公式日程上で、大会当日の参加手続きを完了してから、同日の大会が終了するまで。

### 【見舞金をお支払できない主な場合】

- 故意、自殺、犯罪、闘争行為○まめ、靴擦れ○地震、噴火、津波○他覚症状のない鞭打ち症  
および腰痛○保険期間が始まる前に発病している疾病と因果関係がある場合
- 自転車、バイクなどの無資格・酒酔い、麻薬等の影響下での運転による事故
- 補償対象者の所有物など

※大会参加にあたっては、個人でも十分な傷害保険、生命保険に加入していただきますよう強く奨励します。